

第二十号議案

江戸川区総合区民ホール条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区総合区民ホール条例の一部を改正する条例
 江戸川区総合区民ホール条例（平成十年三月江戸川区条例第二十号）の一部を
 次のように改正する。
 別表諸室の項に次のように加える。

ワーキングスペース	最初の三十分までの利用の場合	
	三十分を超える利用の場合	三〇〇円に三〇分ごとに二〇〇円を加算した額

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区総合区民ホールにワーキングスペースを設置する必要があるので、本案を提出いたします。